

【別表】

補助対象者	対象地域	補助の条件	補助対象 経費	補助限度額
福島県外に住所を有する者(うち、対象地域内への移住・定住(二地域居住を含む。)を希望する者)	会津若松市、喜多方市、北塙原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町	①仕事探し、②住まい探し、③移住等に関する相談のいずれかを行ったために、対象地域内において宿泊を伴った現地見学を行うこと。 また、 <u>当該現地見学を行うに当たっては、市役所・町村役場、又は当該市町村が指定する者、その他県が指定する者のいずれかを訪問し、移住・定住(二地域居住を含む。)に関する相談をすること。</u>	宿泊費 (一般的な1泊2食付き(食事なしの場合等を含む)の料金とし、追加の料理、酒類、サービス等は含まれないものとする。)	宿泊費の1／2以内。 1人1泊あたり2,500円を補助額の上限とし、1人あたり2泊まで、1世帯あたり2人までを限度とする。 ただし、宿泊費が1人あたり1泊5,000円未満の場合の補助金の額は、千円未満切り捨てにより算定する。 例)補助上限額2,500円／1泊×2人(1世帯)×2泊=10,000円

注1 次に掲げるものに該当する場合は、補助対象とはならない。

- ① 旅館業法の許可のない宿泊施設または住宅宿泊事業法の届出のない住宅に宿泊した場合
- ② 自治体等が運営する移住体験住宅を利用した場合
- ③ 交通費及び宿泊費がセットになった旅行商品や自治体等が主催する田舎暮らし体験ツアーを利用した場合
- ④ 移住・定住を目的とした現地訪問であると認められない場合

注2 国や県、市町村が行う宿泊割引事業を利用した場合は、次の⑤及び⑥を補助対象額から差し引く。

- ⑤ 当該事業による割引額
- ⑥ クーポン等の割引券の金額